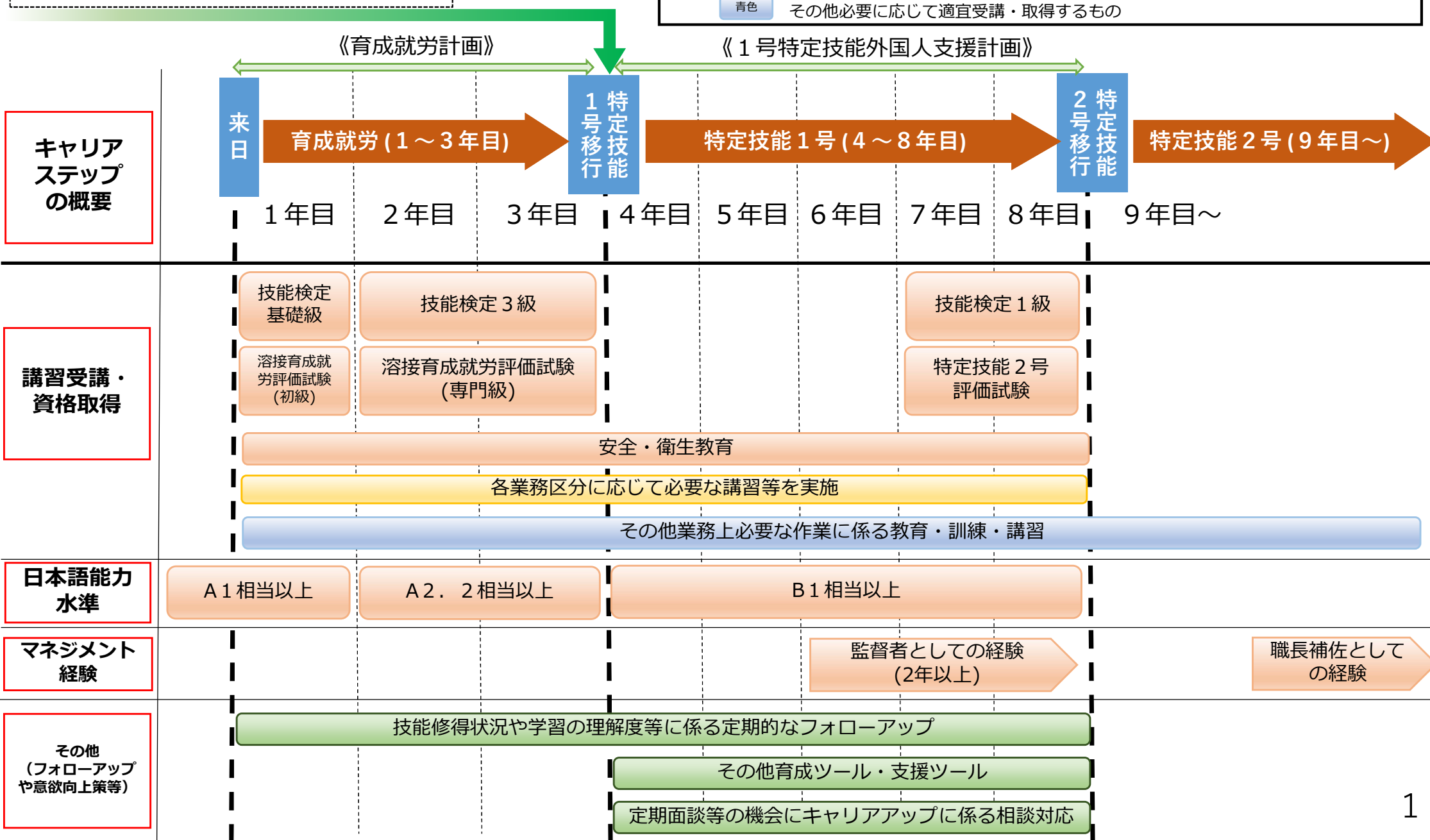


【造船・船用工業分野】育成・キャリア形成プログラム

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

- 凡例
- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
 - 赤色 在留資格の移行に係る要件
 - 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

- 緑色 フォローアップや意欲向上策



在留資格	目指すレベル （求められる 役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力 水準	マネジメント 経験	その他経 験等
育成就労	基礎的な技能を修得し、 上長からの指示があれば現場で単独でも働けるようになる。特定技能1号への移行を目指す。	就労中の取組： 【1年目】 技能検定基礎級または溶接育成就労評価試験(初級) 【3年目】 技能検定3級または溶接育成就労評価試験(専門級)	就労開始までに必須： 日本語教育の参照枠A1相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上	—	
特定技能1号	特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行する。特定技能2号への移行を目指す。	就労開始に必須： 技能検定3級、溶接育成就労評価試験(専門級)または特定技能1号評価試験 就労中の取組： 技能検定1級または特定技能2号評価試験	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組： 日本語教育の参照枠B1相当以上	班長としての就労経験(2年以上のOJT)	—
特定技能2号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	就労開始に必須： 技能検定1級または特定技能2号評価試験	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠B1相当以上	職長補佐としての就労経験(OJT)	